新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年6月25日

> 新潟県知事 花角 英 世

新潟県規則第1号

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

新潟県庁舎等管理規則(昭和52年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 後 改 ΤĒ

(庁舎管理者)

第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置さ れている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるそ の敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎 等においては総務管理部長を、警察庁舎等におい ては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、 福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、 知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかし や寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除 き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている 庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地 域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等におい ては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。た だし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつ ては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地 域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千 谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつて は維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部 上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつて は農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庶務課若しくは漁政課又は地域整備部業務課 が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所 長をもつてこれに充てる。

2 • 3 (略)

(禁止事項等)

- 第7条 何人も庁舎等において次の各号に掲げる行 為をしてはならない。
 - (1) 定められた場所以外の場所で喫煙すること。

 $(2) \sim (12)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

附則

(庁舎管理者)

改

第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置さ れている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるそ の敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎 等においては総務管理部長を、警察庁舎等におい ては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、 福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、 知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかし や寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除 き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている 庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地 域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等におい ては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。た だし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつ ては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地 域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千 谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつて は維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部 上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつて は農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庶務課若しくは漁政課又は地域整備部港湾空 港庶務課が設置されている庁舎にあつては副部長) 又は所長をもつてこれに充てる。

正

前

2 · 3 (略)

(禁止事項等)

- 第7条 何人も庁舎等において次の各号に掲げる行 為をしてはならない。
 - (1) 廊下、倉庫等喫煙設備のない場所又は引火し やすい物の近くで喫煙すること。

 $(2) \sim (12)$ (略)

 $2\sim4$ (略)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。